

登録ロゴ使用の手引き

(KM1/2/3/4-K014)



2008年 9月 1日 制定

2022年 4月 1日 改訂4版

高圧ガス保安協会（KHK）

ISO審査センター

KHK-ISO審査センターによって品質(医療機器品質含む)、環境、労働安全衛生及び食品安全マネジメントシステムの認証を受けた事業所は、登録ロゴを使用することができます。登録ロゴの使用は、本手引きを参照し、これに沿って行ってください。なお、登録企業遵守規定をあわせてご参照ください。

I 登録ロゴ及び認定シンボル使用にあたっての一般事項

1. KHK-I SO審査センターによる品質(医療機器品質の場合を含む。以下同じ。)、環境、労働安全衛生又は食品安全マネジメントシステムの認証を受けた事業所は、その登録日から、該当する当センターの登録ロゴを使用することができます。
また、品質、環境又は食品安全マネジメントシステムの認証については、その認証が公益財団法人日本適合性認定協会(以下、JABという。)による当センターの認定範囲内の場合、併せてJAB認定シンボルも使用することができます。
2. 上記1. の登録ロゴ及び認定シンボルは、登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用することができます。ただし、その製品自体が当センターの認証を受けたかのような誤解を避けるため、登録ロゴ及び認定シンボルを製品自体やその近くに表示することはできません。
3. 登録ロゴ及び認定シンボルは、登録証の付属書に記載された製品/サービスの範囲に関してのみご使用頂けます。その範囲外の製品/サービスに対しても認証されているかのような誤解を招く表示や使用はなさないようお願いいたします。
4. 認証された事業所が登録の一時停止を受けた場合、その期間中、登録ロゴ及び認定シンボルはご使用になれません。登録の取り消しがあった場合は、それ以降、登録ロゴ及び認定シンボルはご使用になれません。
5. 登録ロゴ及び認定シンボルをご使用になるときは、その付近に必ず、当センターが登録証発行時に付与した登録番号を表示してください。(これにより、登録ロゴ及び認定シンボルの使用者や登録内容の照合が可能になります。)
6. 登録ロゴ及び認定シンボルの色としては、指定のオリジナル色以外に、オリジナルの近似色、黒色、灰色、金色又は銀色をご使用頂けます。ご不明の場合は、当センターにあらかじめご相談ください。
7. 判読できないような小さなものでない限り、登録ロゴ及び認定シンボルのサイズについて定めはありませんが、形状の加工・変更や形状比率変更はできません。
8. 具体的な使用方法等については、IIの「登録ロゴ及び認定シンボルの表示方法及び使用方法」をご覧ください。

Ⅱ 登録ロゴ及び認定シンボルの表示方法及び使用方法

1. KHK-I SO審査センター登録ロゴのデザイン及び指定色

KHK-I SO審査センター固有の登録ロゴは、本ページ下部に示すものです。当該ロゴを使用する場合は、必ず、当センターが提供する清刷データを基にしてください。

KHK登録ロゴの指定色は、DIC2601（分解色：C100%+M80%）ですので、通常はこれをご使用ください。ただし、指定色以外にもその近似色、黒色、灰色、金色及び銀色のいずれかをご使用頂けます。これ以外の色のご使用を希望される場合は、あらかじめ当センターにご相談ください。

なお、当該ロゴの色と下地の色とは、明瞭な対比をもたせるようにご注意ください。

2. KHK-I SO審査センター登録ロゴのサイズ

登録ロゴのサイズは拡大・縮小できますが、形状の加工・変更はできません。形状の比率も変えないようにしてください。例えば、長体や斜体にはできません。

縮小する場合、登録番号や文字が肉眼で識別できないような小さなものにしないでください。

3. KHK-I SO審査センターの登録ロゴを使用する場合

3.1 登録ロゴの使用に際しては、本ページ下部に示すようにロゴの直下に、適用規格及び当センターが登録証発行時に付与した登録番号を黒色で必ず明示してください。なお、字体についてはとくに指定はありません。



ISO 9001
00QR-0000

品質

マネジメントシステム用



ISO 14001
00ER-0000

環境

マネジメントシステム用



ISO 13485
00MR-000

医療機器品質

マネジメントシステム用



ISO 45001
00HR-000

労働安全衛生

マネジメントシステム用



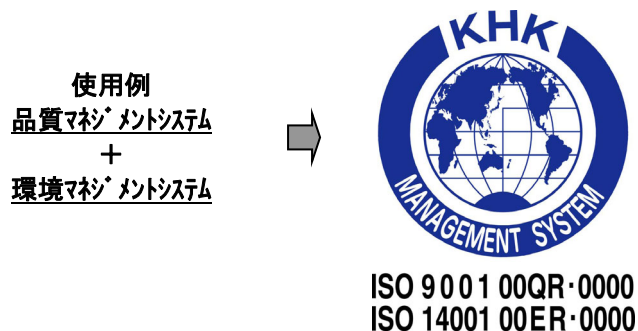
ISO 22000
00FR-000

食品安全

マネジメントシステム用

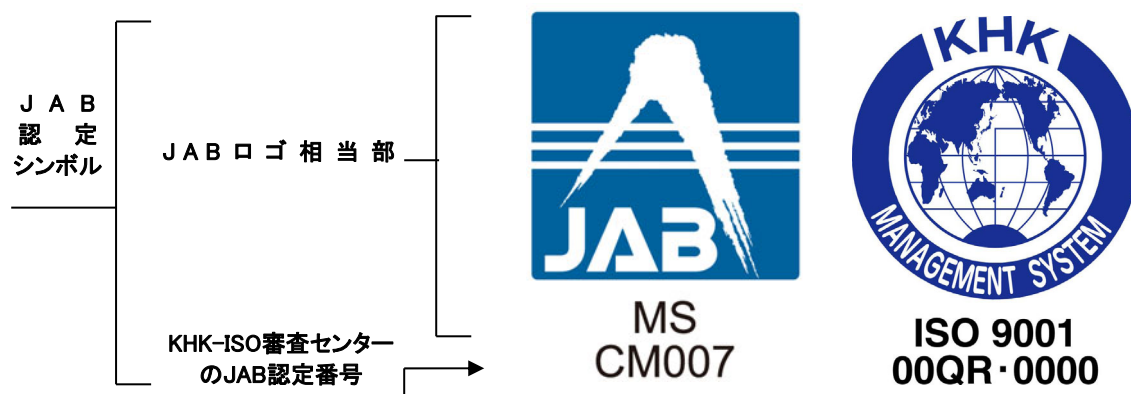
3.2 品質、環境、労働安全衛生及び食品安全マネジメントシステムについて、当センターより複数の認証を受けた事業所に限り、適用規格及び登録番号を複合して登録ロゴを使用することができます。デザインの例は下図の通りとなります。他の使用事例は、

表1 (本手引き 7,8ページ) を参照願います。



4. J A B 認定シンボルを使用する場合

4.1 KHK・I S O 審査センターで受けた品質、環境又は食品安全マネジメントシステムの認証が当センターの J A B 認定範囲内の場合は、J A B 認定シンボルも使用することができます。J A B 認定シンボルを使用する場合は、必ず、K H K 登録ロゴと組み合わせてご使用ください。J A B 認定シンボル単独では使用できません。



4.2 J A B 認定シンボルは、上図左側に示すように J A B ロゴ相当部及び J A B 認定番号で構成されます。

4.3 J A B 認定シンボルの指定色は、上部の図形の背景は青色（印刷物上はDIC-579（CMYK: C90 M62 Y21 K0、RGB:R0 G98 B157））です。青色に代えて、黒色、灰色、金色、銀色がご使用になれます。また、内部の白抜き部(文字含む)は図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形下の「MS」の文字及び認定番号は黒色にて表示してください。認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、認定シンボル及び認定番号の全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示できます。

なお、J A B 認定シンボルは、地色との明瞭な対比をもたせて表示するようご注意ください。

4.4 J A B 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後の J A

Bロゴ相当部及び認定番号のサイズ比を清刷と同じに保ってください。

- 4.5 J A B 認定シンボルを印刷物に用いる場合は、当センターが提供する清刷データを使用してください。
(J A B から提供された清刷を元にしてあります。なお、写植の清刷を電子的データに加工・編集し、ウェブサイトその他の電子的媒体に載せることはしないでください。)
- 4.6 J A B 認定シンボルは、当センターから提供した清刷を一体の状態で使用し、その各要素 (J A B ロゴ相当部、認定番号) を分解又は省略して個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしないでください。
- 4.7 これらの清刷の保存形式及び解像度は、当センターから提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、解像度を低めたりしないでください。
- 4.8 品質、環境及び食品安全マネジメントシステムの複数の認証を当センターにより受けた事業所に限り、 J A B 認定シンボルと組み合わせて、下図のように K H K 登録ロゴを使用することができます。 J A B 認定シンボルは下図の通り、必ず K H K 登録ロゴと組み合わせてご使用ください。 J A B 認定シンボル単独では使用できません。他の使用例は、表 1 (本手引き 7,8 ページ) を参照願います。



- 4.9 旧 J A B 認定シンボルについては、移行期限日である「2024年2月29日」までに移行してください。移行期限日以降、旧 J A B 認定シンボルは使用できません。参考として旧 J A B 認定シンボルを本手引き9ページに示します。

5. K H K 登録ロゴ及び J A B 認定シンボルを印刷物、ウェブサイト等に使用する場合、これらの作成を行わせる目的で、当センターが提供した清刷を下請負業者 (印刷業者等) に使用させることができます。その際、上記 4. の内容を当該下請負業者に守らせてください。なお、この目的以外には、当センターが提供した清刷を他者に提供しないでください。

6. 当センターから提供を受けた清刷の保護及び漏洩防止のため、それら清刷の適切な管理を行ってください。それらを下請負業者に提供した場合は、当該下請負業者に同様に適切な管理を行わせてください。また、当該下請負業者の一覧を備え、当センターが要求した場合は提示するようにしてください。
7. J A B 認定シンボルをK H K 登録ロゴと組み合わせて使用する意味は、当センターが J A B から認定を受けており、貴事業所はその当センターにより認証されているということを表すためです。従って、貴事業所が直接 J A B から認定を受けているとの誤解を生じさせるような方法で認定シンボルを使用しないでください。
8. K H K 登録ロゴ及び J A B 認定シンボル（以下、省略して単に登録ロゴと呼びます。）は、登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用することができます。以下はこれに関する補足説明です。なお、労働安全衛生マネジメントシステムの場合は、K H K 登録ロゴのみ使用できます。

8.1 総合カタログ及びパンフレットへの表示

対象製品／サービスのカタログ、パンフレット（会社案内）等に登録ロゴをご使用頂けます。しかしながら、対象外の製品／サービス、組織等を含めた総合カタログの場合は、表紙に登録ロゴを使用すると、認証がそれら対象外の部分にも及ぶと誤解される恐れがあります。

したがって、このような場合は、対象組織（認証範囲に含まれる事業所）における対象製品／サービスのページにのみ登録ロゴを使用するか、登録ロゴの近傍に認証範囲に含まれる事業所及びその事業所の対象製品／サービスを明記するか、あるいは、認証範囲外の対象製品／サービス及び事業所が掲載されている部分の近傍に認証範囲外であることを明記する等の方法により、第三者が認証範囲を誤解する恐れがないようにしてください。

8.2 製品、パッケージ等への表示

製品、製品の包装箱、製品を繰り返し運ぶ容器・車輛等には、その製品自体が認証を受けたように誤解される恐れがあるため、ご使用頂けません。

8.3 名刺への表示

名刺にご使用になる場合は、認証された事業所内の認証された対象製品／サービスの範囲の業務従事する方々のみ使用することができます。これ以外の方々は、名刺に使用できませんのでご注意ください。

8.4 共用品への表示

認証された事業所でご使用になる封筒、レターヘッド、F A X 送付状、レポート用紙等にご使用頂けます。

8.5 得意先宛の印刷物への表示

認証された事業所でご使用になる注文書、納品書、契約書、販売促進資料等にご使用頂けます。ただし、製品の保証書、仕様書、取扱説明書、試験報告書等へは、製品の保証と誤解される恐れがあるため、ご使用頂けません。

8.6 各種プロモーション用品への表示

認証された事業所が作成されるカレンダー、キャンペーン用メモ用紙、紙袋、手提げ袋等にご使用頂けます。

8.7 広報関係での表示

ウェブサイト、新聞、雑誌等の広告については、認証された事業所及び認証された対象製品／サービスを明記した上でご使用頂けます。

8.8 会社名表示板及び看板への表示

認証された事業所内の掲示板等に表示することができます。なお、認証された事業所以外の事業所には表示できません。

8.9 その他











上記以外の方法で、登録ロゴの使用又は表示をご希望の場合は、あらかじめ当センター管理・登録チームまでご連絡ください。

表 1 (その1)

KHK 登録ロゴ及び KHK 登録ロゴに JAB 認定シンボルを併記する場合の使用例

認証 されたマネジメントシステム	KHK登録ロゴ 登録ロゴ直下に適用規格、 登録番号を明示すること。	JAB認定シンボル + KHK登録ロゴ 登録ロゴ直下に適用規格、登録番号を明示すること。
品質マネジメントシステム	 ISO 9001 00QR・0000	 MS CM007  ISO 9001 00QR・0000
環境マネジメントシステム	 ISO 14001 00ER・0000	 MS CM007  ISO 14001 00ER・0000
医療機器品質 マネジメントシステム	 ISO 13485 00MR・000	 MS CM007  ISO 13485 00MR・000
労働安全衛生 マネジメントシステム	 ISO 45001 00HR・000	<p>JAB 認定シンボルとの 併記はできません。</p>
食品安全 マネジメントシステム	 ISO 22000 00FR・000	 MS CM007  ISO 22000 00FR・000




表 1 (その2)

<p>品質マネジメントシステム + 環境マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 14001 00ER・0000</p>	 <p>MS CM007</p>  <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 14001 00ER・0000</p>
<p>品質マネジメントシステム + 医療機器品質 マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 13485 00MR・000</p>	 <p>MS CM007</p>  <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 13485 00MR・000</p>
<p>品質マネジメントシステム + 食品安全 マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 22000 00FR・000</p>	 <p>MS CM007</p>  <p>ISO 9001 00QR・0000 ISO 22000 00FR・000</p>
<p>環境マネジメントシステム + 労働安全衛生 マネジメントシステム</p>	 <p>ISO 14001 00ER・0000 ISO 45001 00HR・000</p>	<p>JAB 認定シンボルとの 併記はできません。</p>

(参考) 旧JAB認定シンボルについて

JABより、認定シンボルの変更が発表されました。新しいJAB認定シンボルへの移行期間は「2024年2月29日」と設定されています。旧JAB認定シンボルをお使いの場合は、移行期間内に新認定シンボルへの切り替えをお願いします。なお、KHK登録ロゴの変更はありません。

JAB認定シンボルの変更について

	旧JAB認定シンボル	現在
JAB認定シンボル		
移行期間	2024年2月29日まで	
KHK登録ロゴ		 《適用規格() KHK登録番号》

<お問い合わせは下記へ>

KHK-I S O審査センター 管理・登録チーム

〒105-8447 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

TEL : 03-5405-1160

FAX : 03-5405-4890